

平成 23 年度環境技術実証事業検討会

閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ設置要綱

1. 設置の目的

環境技術実証事業の実施にあたり、平成 23 年度に技術実証を行うこととされた「閉鎖性海域における水環境改善技術」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ（以下「分野別 WG」という。）を設置する。

2. 調査検討事項

実証運営機関に対して

- ① 実証試験要領の作成に対し、助言を行う。
- ② 実証対象技術の承認に対し、助言を行う。
- ③ 実証試験計画の確認にあたり、助言を行う。
- ④ 実証試験結果報告書の確認にあたり、助言を行う。複数年度に跨る実証試験の場合は、実証試験中間報告書の確認にあたり、助言を行う。
- ⑤ 実証機関の選定に対し、助言を行う。
- ⑥ 環境技術実証事業検討会を補佐する。

3. 組織等

- (1) 分野別 WG は、別紙に掲げる検討員で構成する。
- (2) 分野別 WG に座長を置く。座長は、分野別 WG を総理する。
- (3) 座長欠席の場合、分野別 WG を総理するため、分野別 WG に副座長を置く。
- (4) 検討員への委嘱は、環境省水・大気環境局の同意を得て財団法人 港湾空間高度化環境研究センター(以下「WAVE」という。)が行う。委嘱期間は、WAVE が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (5) 必要に応じ、個別具体的な検討を行う拡大ワーキンググループを設置する。
- (6) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本分野別 WG 会合は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は分野別 WG 会合及び拡大ワーキンググループを非公開にできるものとする。

5. 庶務

分野別 WG の庶務は、環境省水・大気環境局の同意を得て、WAVE において処理する。

平成 23 年度環境技術実証事業検討会  
閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ  
検討員名簿(案)

上嶋 英機	広島工業大学 環境学部 地域環境学科	教授
岡田 光正	放送大学	教授
中嶋 昌紀	大阪府 環境農林水産総合研究所	水産研究部 主任研究員
中村 由行	独立行政法人 港湾空港技術研究所	研究主監
西村 修	東北大学 大学院 工学研究科	教授
松田 治	広島大学	名誉教授